

令和2年4月21日

保護者各位

県立山川高等学校  
校長 山内 浩

## 緊急事態宣言を踏まえた県立高等学校の臨時休業等について(連絡)

陽春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、県教育長から「緊急事態宣言を踏まえた県立高等学校における臨時休業について」の通知が出されました。

同通知により、県立高等学校は、学校保健安全法第20条に基づき、下記の期間、臨時休業を行うこととなりましたのでお知らせします。

つきましては、臨時休業期間中は、「自宅学習期間」となります。

保護者の皆様には、このような状況をご理解いただき、生徒の不用不急な外出を避け、基本的に自宅で過ごすようご指導をお願いします。

記

### 1 臨時休業期間 令和2年4月22日(水)～5月6日(水)

### 2 臨時休業中の過ごし方

#### (1) 家庭との連絡について

休業中の連絡や生徒の状況確認等のため、緊急連絡先に連絡することがあります。

#### (2) 保健管理について

新型コロナウイルスの感染を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨をご理解ください。くれぐれも、不要不急な外出を避け、基本的に自宅で過ごすようお願いいたします。

また、自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行ってください。

#### (3) 休業中の学習課題について

本日、学習教材及び課題等を持ち帰らせています。休業期間中に計画的に取り組むようご指導をお願いします。

### 3 学校行事について

(1) 休業期間中の学校行事(家庭訪問、三者面談等)は、延期又は中止いたします。

(2) 本日、5月の行事予定を配布いたしますが、今後の状況次第で変更となる恐れもあります。その際は連絡いたします。

#### 4 部活動・当番実習(農業)等について

休業期間中の部活動・当番実習等についても中止いたします。

#### 5 県外への帰省等の自粛について

- (1) 生徒の不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで移動することはできる限り避けてください。
- (2) やむを得ず生徒が県外への帰省等を行う場合は、学校に届出をしてください。  
なお、以下の点について対応をお願いします。
  - ① 帰県後2週間は登校しない。  
(帰県後2週間は、自宅等において健康観察を行った後で登校)
  - ② マスク着用、手洗い、咳エチケット等を徹底する。
  - ③ 発熱等風邪の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターへ相談する。

#### 6 5月7日(木)以降の登校について

- (1) 各家庭において検温し、発熱等が無いことを確認の上、登校させてください。
- (2) 発熱等風邪の症状がある場合は、学校に連絡し、欠席させてください。
- (3) 次のような症状がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。
  - ① 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
  - ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。※ 基礎疾患等がある生徒は、上記の状態が2日以上続く場合

#### 7 通学定期券の払い戻しについて

休業期間中(4月22日(水)～5月6日(水))の通学定期券の払い戻しについて、九州旅客鉄道株式会社(以下、「JR九州」と表記)から、以下のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

- (1) 払戻箇所 JR九州の各有人駅
  - (2) 期間 定期乗車券の購入日から1カ年以内
  - (3) 適用範囲 高等学校に在籍し、JR九州の通学定期券を持っている生徒
- ※ 詳細については、直接、JR九州の最寄りの駅にお尋ねください。

#### 8 その他

生徒、もしくはご家族の方の感染が判明した場合は、感染拡大防止の観点から、必ず学校へお知らせください。

連絡される際は、担任(副担任)、あるいは学校(34-0141)へお願いします。